

富士河口湖町土地開発行為等の適正化に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富士河口湖町土地開発行為等の適正化に関する条例(平成15年富士河口湖町条例第130号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(区域の指定)

第2条 条例第4条第1項第1号及び第21条第3号の規則で定める区域は、次のとおりとする。

富士河口湖町大字西湖字根場、字谷倉、字波頭沢、字本沢、字波倉、字山際、字釜部又は字富士崎のうち自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項に規定する特別地域を除く区域

(自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的以外で行うもの)

第3条 条例第2条第1号エに規定する自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的以外で行うものは、次に掲げるものとする。

- (1) 自己以外の居住の用に供する住宅(分譲住宅、賃貸住宅等)
- (2) 自己以外の業務の用に供する施設(貸オフィス、貸ビル、貸店舗(ショッピングモールを含む。)、貸倉庫(レンタルボックスを含む。))その他賃貸用の業務用施設等)
- (3) 自己の業務の用に供する施設(自社オフィス、自社ビル、自社店舗(スーパー、コンビニを含む。))、病院、社会福祉施設、旅館及びホテル(キャンプ場、グランピング施設、コテージハウス及びトレーラーハウス等を含む。))、工場、倉庫等)

(一団の土地の区域)

第4条 条例第2条第2号に規定する一団の土地の区域は、次の各号のいずれかに該当する区域とする。

- (1) 事業主、権利者等開発行為をする主体が同じ区域
- (2) 開発区域に隣接し、又は近隣する土地に関連して利用する区域
- (3) 開発行為の目的又は計画が同一となる区域

(申請書の提出)

第5条 条例第4条第1項の規定により協議を行おうとする開発者は、開発行為協議書(様式第1号)を2部提出しなければならない。

(開発行為の指導等)

第6条 町長は、条例第4条第1項の規定により開発行為の協議を行った開発者に対し、本町の都市計画及び富士河口湖町開発行為に関する技術基準(以下「技術基準」という。)により適切な指導を行うとともに、関連する事項について当該開発者と協議するものとする。

2 開発者は、前項の規定により行われた協議事項等については、これを誠実に履行しなければならない。

(審査基準)

第7条 条例第6条第2項に規定する技術的細目は、別表のとおりとする。

(開発行為調整会議)

第8条 開発者に対する町関係各課の意見調整及び適切な指導を行うため、富士河口湖町土地開発行為等調整会議(以下「調整会議」という。)を置く。

2 調整会議の組織運営に関し必要な事項は、別に定める。

(同意の通知)

第9条 条例第5条第1項の規定による同意の可否の通知は、開発行為協議審査通知書(様式第2号)によるものとする。

(説明会等報告書)

第10条 事業主は、条例第7条第1項の規定により説明会等を行ったときは、結果報告書を提出するものとする。

2 前項の結果報告書には、日時、出席者及び質疑応答内容を記載するものとする。

(利害関係者の同意の特例)

第11条 条例第7条第2項の同意は、開発区域周辺であっても、既に条例の適用を受け、県知事の許可を受け又は町長の同意を得た区域については、省略することができる。

(開発区域内の公共施設等の整備)

第12条 条例第9条の公共施設等(道路、河川、公園、上下水道、消防、保健衛生施設その他公共の用に供する施設をいう。)は、町と協議の上、技術基準に基づいて開発者が負担するものとする。

2 開発行為を行う際に、区域外の関連公共施設の整備が必要と認められる場合は、開発者と町が協議の上、開発者が整備するものとする。

(工事の着手及び完了の届出)

第13条 条例第10条第1項第1号の規定による届出は、開発行為工事着手届(様式第3号)及び開発行為工事完了届(様式第4号)によるものとする。なお、前条に定める公共施設等については、それぞれ公共施設等ごとに届出をし、町長の確認を受けなければならない。

(変更の届出)

第14条 条例第10条第1項第2号又は第4号の規定による届出は、開発行為変更届(様式第5号)によるものとする。

(工事廃止の届出)

第15条 条例第10条第1項第3号の規定による届出は、開発行為工事廃止届(様式第6号)によるものとする。

(工事完成の検査済書)

第16条 条例第12条の検査済書は、開発行為工事検査済書(様式第7号)によるものとする。

(その他)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、その都度町長が定める。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

別表 略